

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 新潟厚生年金 事案 1604

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から8年1月31日まで

年金事務所から、A社に勤務した期間における厚生年金保険被保険者記録についての照会文書が送付されたので、自身の年金記録を確認したところ、同社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることがわかった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は遡及訂正されて34万円と記録されているが、当時の給与額は36万円から37万円であり、減額されたことも無かったと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の38万円に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、平成6年8月から7年9月までは、6年8月24日付け処理の随時改定により、また、7年10月から同年12月までは、7年8月15日付け処理の定時決定により、いずれも38万円とされていたが、8年1月8日付けで20万円に遡って減額訂正され、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年3月6日付けで34万円に、遡って訂正処理が行われたことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年1月31日と同日に、被保険者資格を喪失した者が申立人を

除き3人確認できるが、いずれも申立人と同様に、その標準報酬月額が同年1月8日付けで遡って減額訂正され、さらに、このうちの1人は同年2月15日付けで、残りの2人は同年3月6日付けで、再度、遡って訂正処理が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は、「事業主から、『会社の経営状態が悪く、社会保険料を滞納している。』ということを知ったことがある。」と主張しているところ、A社における申立期間当時の経理担当者も同様の証言をしていることから、同社が、当時、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、標準報酬月額の減額訂正は、事実即ししたものとは考え難く、遡って訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が20万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月21日までの期間の標準報酬月額については、6年10月から8年12月までは20万円、9年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から11年10月21日まで

申立期間当時勤務していたA社の事業主から、「従業員の健康保険及び厚生年金保険への加入をやめる。」旨の話があったので、社会保険事務所に出向いたところ、申立期間の標準報酬月額が受け取っていた月給よりも低額となっていることが分かった。

当時は、そのままにしておいたが、最近になって、年金記録確認第三者委員会に申し立てた元従業員から、「第三者委員会に申し立てれば、訂

正してもらえ。」と聞いた。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間における標準報酬月額は、平成5年3月から6年9月までは8万円、同年10月は8万6,000円、同年11月から11年9月までは9万2,000円となっているが、申立期間当時の月給は約20万円だったと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年3月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで遡って随時改定が行われ、8万円に引き下げられていることが、オンライン記録において確認できる。

また、A社における当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入をやめようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある。」と回答している。

さらに、平成5年3月1日の時点で、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員34人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、34人全員について、申立人と同様に、同年11月4日付けで、同年3月1日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額はいずれも8万円に引き下げられていることが、オンライン記録において確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月4日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は事実には即したものは考え難く、同年3月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年3月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、上記随時改定処理日と同日の5年11月4日付けで、8万円に引き下げられていることが、オンライン記録において確認できる。

また、A社における申立期間当時の事業主は、上記回答を行っていることに加え、上記元従業員 34 人全員の標準報酬月額がいずれも、申立人と同様に、平成 5 年 11 月 4 日付けで 8 万円に引き下げられていることが、オンライン記録において確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、平成 5 年 10 月 1 日の定時決定に係る処理は有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 21 日までの期間については、申立人は、当該期間の給料明細書等を所持しておらず、申立人に対して支給された給与額及び控除された厚生年金保険料額を確認できる資料が無い。

しかしながら、上記元従業員のうち、A社における資格取得日が申立人と近接しており、申立人と同様の業務に従事し、オンライン記録における標準報酬月額が申立期間以前から申立人と同額である元従業員は、平成 9 年 1 月分から 10 年 12 月分までの期間（9 年 9 月分は除く。）及び 11 年 7 月分から同年 9 月分までの期間の給料明細書を所持しており、いずれの期間においても毎月 20 万円ないし 26 万円（ただし 11 年 9 月は 19 万円）の給与が支給され、その総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、当該元従業員は、申立期間のうち、平成 6 年 10 月分から 8 年 12 月分までの期間及び 11 年 1 月分から同年 6 月分までの期間の給料明細書を所持しておらず、当該元従業員に支給された給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できないが、平成 5 年 10 月の定時決定の際の標準報酬月額が 20 万円であること、オンライン記録では、給料明細書を所持している期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているにもかかわらず、上述のとおり総支給額及び厚生年金保険料控除額となっていることを合わせて考えれば、両期間についても、少なくとも 20 万円の給与が支給され、それに基づく厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、6 年 10 月から 8 年 12 月までは 20 万円、9 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円、同

年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び10年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、11年1月から同年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚の給与支払明細書から推認できる申立人の申立期間に係る報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 新潟厚生年金 事案 1606 (事案 466 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 16 日から 35 年 5 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、A社B事業所で勤務した申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

中学校の同級生で、私と一緒にA社B事業所に勤務した元同僚には脱退手当金の支給記録が無いにもかかわらず、私の同社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済期間となっていることに納得がいかない。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社B事業所に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和35年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、中学校の同級生で、一緒にA社B事業所に勤務した元同僚には脱退手当金の支給記録が無いにもかかわらず、自身の同社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金支給済期間となっているのは納得できないと主張しているが、申立人と同時期の、同一事業所における元同僚の被保険者期間について、脱退手当金の支給記録が無いことをもって、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは認められない上、当該元同僚から、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給し



ていないことをうかがわせる回答は得られなかったなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。